

潮風を感じて……

ましけ町

議会だより

あなたと議会をむすぶ



雄冬海岸

発行 / 増毛町議会 編集 / 議会広報特別委員会
〒077-0292 増毛町弁天町 3 丁目 61 番地 TEL/53-1311



増毛中学校 合唱コンクールの様子

第3回定例会

宿泊施設の運営を指定管理者制度に……………	2P
平成27年度一般会計ほか9会計決算を認定……………	6P
町長からの行政報告……………	7~8P
一般質問『ズバリ 町政のここが聞きたい!!』……………	9~21P
常任委員会からの調査報告……………	22~23P
議会のうごき、編集後記……………	24P



第147号

平成28年11月7日

宿泊施設に指定管理者制度を導入

平成27年度増毛町各会計決算を認定 増毛町功労者表彰には岩崎俊一氏

増毛町議会は第3回定例会を9月14日から16日までの3日間の会期とし、宿泊施設の指定管理者制度を導入する関連議案や専決処分報告の承認、一般会計ほか2会計の補正予算、条例の改正、教育委員の任命、増毛

町功労者表彰の受賞の決定などの案件について審議し、原案どおり可決しました。

また、平成27年度各会計の決算は特別委員会を設置して審査し、委員長報告のとおり認定されました。

平成28年 第3回定例会

9月14日～16日開催

宿泊施設を指定管理者制度に

町は今まで町有財産として貸付けをしていた宿泊施設を、地方自治法で規定されている指定管理者制度を用いて運営する公の施設に変更する関係条例の制定、廃止など4つの議案を提出した。

町側からは議会に対し、9月2日開催の全員協議会等で、その宿泊施設の現状、指定管理者制度に移行する経緯や方法などの説明が事前にあり、本会議の1日目に審議された。

審議の中で、菅原議員より、指定管理後の施設の利用、貸付について質疑があったが、町側からの答弁を受けた後に採決し、4議案は原案どおり可決成立し、同日に公布となった。

宿泊施設は10月1日より、指定管理者により管理運営となっている。
※本議会で可決成立した関係議案は以下の4つ。

◆増毛町宿泊施設の設置及び管理条例の制定
《原案可決》

町民の福祉の増進と観光産業の振興を図るため、増毛町宿泊施設を設置し、指定管理者による管理を行わせるために条例を制定した。

◆増毛町町有財産の宿泊施設確保対策事業補助金を廃止する条例
《原案可決》

平成26年度に制定した町有財産である宿泊施設を維持継続するために補助する条例を指定管理者制度移行に伴い廃止した。

◆財産の無償貸付の変更
《原案可決》

平成26年に議決した財産（宿泊施設等）の無償貸付期間を宿泊施設の指定管理に伴い変更した。

※指定管理者制度の概要は4ページで解説します。

◇変更前

平成25年4月1日

平成29年3月31日まで

◇変更後

平成25年4月1日

平成28年9月30日まで

◆増毛町宿泊施設指定管理者の指定
《原案可決》

増毛町宿泊施設の指定管理者を指定した。

◇指定管理者名称

株式会社 クニマレコン
フォートプラス

代表取締役 林 眞二

◇指定期間

平成28年10月1日

平成31年9月30日まで



指定管理者制度に移行した宿泊施設

財政健全化報告

◆平成27年度財政健全化判断比率等の報告

地方公共団体の財政健全化に関する法律の規定により、財政健全化の判断比率、公営企業会計の資金不足比率が監査委員の意見を付して報告があった。

報告された内容については、町広報11月号や増毛町公式ホームページで公表されているので、そちらで確認していただきたい。

専決処分報告内容 (平成28年度各会計補正予算)

今回の専決処分は一般会計と観光施設事業特別会計の補正予算でしたので、その補正内容について説明しています。

千円以下の端数については省略しています。

一般会計

歳入歳出 **265** 万円の増額

総額 **48億9,029** 万円に

主な補正内容

スクールバス事故による賠償金を追加
(損害共済金で補填) …………… 51 万円

観光施設事業会計へ繰出金を追加
……………214 万円

観光施設事業特別会計

歳入歳出 **214** 万円の増額

総額 **5,848** 万円に

主な補正内容

岩尾温泉重油流出に伴う修繕費用を追加
(一般会計からの繰入金) ……214 万円

専決処分報告

今定例会では、町側より一般会計、観光施設事業特別会計の補正予算、2件の専決処分報告があった。

内容は一般会計が、スクールバス事故による賠償金と観光施設事業特別会計への繰出金の追加をした。

観光施設事業特別会計は、岩尾温泉での重油流出に伴う機器等の修繕費用などを追加したも

委員会報告

◆総務文教常任委員会報告

第2回定例会で付託され、閉会中の継続審議となっていた案件を、8月19日に審査し結果について報告された。

・要請第1号

地方税制の充実・強化を求め
る意見書の提出に係る要請について

・審査結果 採 択

本要請は報告どおりに採択となった。

意見書

今定例会では2件の意見書案の提出があり、いずれも原案どおり可決し、国の関係閣僚へ提出した。

◇提出した意見書

・地方財政の充実・強化を求め
る意見書

6月定例会で自治労北海道留萌地方本部から要請があり、今定例会で採択を決定したもので、2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたり、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービス
の社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要であることから内閣総理大臣外、国の関係閣僚へ提出した。

・林業・木材産業の成長産業化
に向けた施策の充実・強化を求
める意見書

当町議会議員が加盟している
全道林活議連より依頼があり、
道内の林産業の更なる活性化を
図るため、衆参両議院議長・内
閣総理大臣外、国の関係閣僚へ
提出した。

その他議案

◆増毛町功労表彰について

《原案可決》

8月25日開催の表彰審議会において、岩崎俊一氏を功労者とする答申があり、議会の議決をもって決定した。

◆損害賠償の額を定めることについて

《原案可決》

平成28年2月9日に発生したスクールバスの自動車事故の損害賠償額を決定した。

◇損害賠償額

金102万4194円

◆JR留萌線代替輸送確保基金条例の制定

《原案可決》

12月4日をもって廃止されるJR留萌線、留萌増毛間の代替輸送を確保する財源として、JR北海道からの寄付金を今後10年間の経費の一部に充てるため、基金を設置する条例を制定した。

◇基金名

JR留萌線代替輸送確保基金

◆増毛町港湾管理条例の一部を改正する条例

《原案可決》

密漁対策と漁船との接触事故防止のため、増毛港内や港湾区域で許可なく潜水及び遊泳行為を禁止し、違反した者に罰則を与えるように改正した。



密漁対策と事故防止のため禁止区域を設定

◆増毛町税条例の一部を改正する条例

◆増毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

《いずれも原案可決》

所得税法等の一部を改正する法律及び関係する政令の一部を改正する政令が公布、施行されたことに伴い両条例を改正した。

◆増毛町教育委員会委員の任命

《原案同意》

10月11日で任期満了となる教育委員の風間恵美氏と小林菊江氏の後任に、次の両氏を任命することに同意した。

◇新教育委員

堂端正志 氏

田谷あき子 氏



2-3-1のはな7-ド

指定管理者制度とは？

平成15年の自治法の改正により、それまでは公の施設の管理運営には公共団体などに限られていましたが、民間事業者の参入が可能になりました。

民間事業者が施設の管理運営をすることにより、管理に必要な経費の節減、利用者へのサービス向上を期待され、全国的に指定管理者制度導入する施設が増えました。平成24年の総務省の調査では全国で約73,000施設が導入しています。

自治体と指定管理者が協定書を交わすことにより、それまでの「管理委託」制度では行うことができなかった、施設利用の許可なども施設の設置者と同様にできることが大きな違いです。

町政はあなたのために…

～議会を傍聴しませんか？～

議会はどなたでも傍聴することができます。気軽においでください。

◆町議会の定例会は、年4回（3・6・9・12月）開きます。

◆町議会の臨時会は、必要に応じて随時開きます。

次回、第4回定例会は12月に開かれます。ぜひ足を運んでお聴きください。

議会の日程や傍聴規則など、詳しい内容は議会事務局までお問合せください。

補正予算

今定例会では一般会計の外2

つの特別会計の補正予算の提案があり、いずれも提案内容を十分に審議し原案通り可決された。提案された補正内容は次頁のようになっている。

いずれの会計も増額補正となっており、会計ごとに補正額が大きい、注目すべき事業について説明する。

◆一般会計

歳入歳出ともに3億1400万円が追加（増額）された。

歳入は臨時福祉給付金事業補助金、農業用機械導入事業交付金、JR留萌線廃止に伴う寄附金、交付税の追加が主なものとなっている。また、自主財源となる現年度分の個人町民税が増額され、国の採択を目指した地方創生推進交付金を新たに盛り込み、事業等の財源の見直しを図り、町の借金となる町債を減額した。

歳出は、宿泊施設の指定管理

料及び改修工事費、各基金への積立金、臨時福祉給付金等事業費、農業振興関係の補助金の追加と道路改良工事費の減額が主な内容になっている。他に12月の廃線後に事業開始を予定している代替輸送業務の委託料や地方創生交付金による健康推進事業に係る経費を予算付けしている。

◆診療所事業特別会計

歳入歳出ともに21万3千円の

追加（増額）となった。

主な内容は、施設備品の購入費、雄冬へき地診療所の修繕料の追加であり、歳入不足を一般会計からの繰入金で補うものである。

◆介護保険特別会計

歳入歳出ともに195万円の追加（増額）となった。主な内容は施設の備品購入と修繕に係る経費の追加であり、歳入不足を補うため、一般会計から繰入金が増額となった。

平成28年度 補正予算概要

主な補正内容について説明しています。
千円以下の端数については省略しています。

一般会計

歳入歳出 **3億1,400**万円の増額

総 額 **52億0,430**万円に

歳入

個人町民税（現年度分）…… 1,542万円増
 普通交付税…………… 6,261万円増
 地方創生推進交付金…… 4,585万円増
 臨時福祉給付金事業関係補助金…1,444万円増
 農業用機械導入事業交付金…… 2,060万円増
 JR留萌線廃止に伴う寄附金
 地域振興寄附金… 1億3,000万円増
 代替輸送確保寄附金… 5,000万円増
 町債…………… 1,004万円減

歳出

宿泊施設指定管理料…………… 830万円増
 宿泊施設改修工事費…… 2,975万円増
 地域振興基金積立金… 1億3,000万円増
 JR留萌線代替輸送確保基金積立金…… 5,000万円増
 代替輸送業務委託料…………… 200万円増
 臨時福祉給付金等事業費…………… 1,444万円増
 健康推進事業費…………… 2,121万円増
 農業振興関係補助金…… 3,433万円増
 道路改良工事費…………… 109万円減
 各特別会計の繰出金…………… 216万円増

診療所事業特別会計

歳入歳出 **21**万円の増額

総 額 **2億2,587**万円に

歳入

一般会計からの繰入金…………… 21万円増

歳出

施設備品購入費…………… 8万円増
 雄冬へき地診療所修繕料…………… 18万円増

介護保険特別会計

歳入歳出 **195**万円の増額

総 額 **8億8,600**万円に

歳入

一般会計からの繰入金……………195万円増

歳出

施設備品購入費…………… 184万円増

平成27年度各会計決算審査

特別委員会を開催

増毛町議会は町より監査委員がおこなった決算審査の意見書を付して提出された昨年度の一般会計及び特別会計、企業会計の10会計の決算認定の審査を行うため、議長と議員選出の監査委員を除く9名の委員で構成される平成27年度各会計決算審査特別委員会（飛内眞吾委員長、酒井倫明副委員長）を設置し、9月15日には一般会計と6つの特別会計を、16日には3つの企業会計の審査を行った。

両日とも、昨年度の各会計の執行状況やそれに伴う事業の成果などを、提示された資料や担当者からの説明を聞き取り、厳正な審査をした結果、一般会計を含む7会計は要望を付け認定、外の3会計は提案どおり認定するものと審査結果の報告があり、委員会終了後に再開された本会議で原案どおり認定となった。決算認定の報告後には堀町長から、指摘のあった事項については真摯に対応していきたいとの発言もあり、今後に期待するものである。



△提示書類から決算状況を確認



△事業の内容などを担当者から聞く



△決算審査に臨む町長

◆一般会計 《要望付き認定》

◇要望内容
税・使用料等の徴収率の向上は評価できるが、滞納者の固定化を防ぐと共に、法の下の公平性を堅持し、確実な徴収に結び付くよう一層の努力を願いたい。

◆国民健康保険特別会計 《認定》

◇要望内容
ロジックにおける売上げと賄いの整合性等、事業経費の見直しをして経費削減に努めること。

◆観光施設事業特別会計 《要望付き認定》

◇要望内容
ロジックにおける売上げと賄いの整合性等、事業経費の見直しをして経費削減に努めること。

◆診療所事業特別会計 《要望付き認定》

◇要望内容
今後も現在同様の安定的運営を望む。

◆介護保険特別会計 《要望付き認定》

◇要望内容
食材購入費、各納入業者の

単価を精査し経費削減に努めること。

◆公共下水道事業特別会計 《認定》

◇要望内容
後期高齢者医療特別会計

◆水道事業会計 《要望付き認定》

◇要望内容
未収入金の内訳を見ると大多数がメーター器のリース料

ことから、請求事務に、債権額を上回るコストが必要とされるので、何らかの対応が必要と思われる。

◆簡易水道事業会計 《要望付き認定》

◇要望内容
水道事業と同じく、請求事務に対するコストの対応が必要と思われる。

◆砕石事業会計 《要望付き認定》

◇要望内容
在庫貯蔵品が増えている。生産と販売のバランス計った運営を望む。

行政報告



堀町長

平成28年度普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額の決定について

普通交付税及び臨時財政対策債の合計額については、25億4928万円が交付決定となり、対前年度比で9356万円の減額となっています。

今年度の普通交付税は、昨年度実施の国勢調査の結果を受けて、人口減により約6800万円減額になったほか、別枠加算の廃止等制度改正により大幅な減少となりました。

しかし、前年度とほぼ同額算定されました人口減少に歯止めをかける施策に充てる、人口減少特別対策事業費を積極的に活用するとともに、昨年度策定した増毛町総合戦略を着実に実行し、地方創生の施策を押し進め

たいと考えています。国の経済状況や人口等で左右される地方交付税ですが、今後財政運営プランに基づき、限りある財源を有効活用し、より効率的な行財政運営を進めていきます。

今年上半期の農業漁業の状況について

今年、上半期の農業漁業の状況ですが、果樹については、基幹品目であるサクランボは、冬の低温もなく、5月開花期についても蜂が十分に活動する温度となり、結実も順調でした。

収穫期間中の高温により、一部品質の低下などが見られたものの、農協の取扱いは昨年を上回る事ができました。しかしながら全道的に飽和状態となり、安価で推移しました。

秋のリンゴ、梨については、昨年同様に、平年よりやや早めに生育しており、干ばつ状態が心配でしたが、8月中旬以降の降雨と高温により順調に実の肥大が進んでおり、秋の収穫が待たれています。

水稲については、雪解けも早く、春作業は順調に経過しまし

たが、6月下旬から7月上旬にかけての低温の影響により、莖数は少なく不稔などが懸念されましたが、その後の天候の回復により、北海道農政事務所から発表された8月15日現在の留萌管内の作柄は、「やや良」となっています。

今後、天候に恵まれ、災害もなく豊作の秋を迎えることを期待しています。

次に、今年8月末までの漁業の状況ですが、昨年同期に比べ漁獲量で367トン、金額で4619万6千円の増となっています。

主要魚種の比較では、エビは単価が高く推移していますが、漁獲量で153トン、金額で約4500万円の減となりました。ホタテ漁は、オホーツク地域への稚貝出荷量が増えたほか、成貝の出荷が好調で約1億8千万円の増となりました。

タコ漁は操業にも恵まれ、漁獲量で89トン、金額で約5千万円の増、また、イカ漁も漁獲量で13トン、金額で約1千万円の増となりました。

一方、ナマコ漁は、昨年同期と比べ単価が30%ほど落ち込み、

漁獲量で19トン、金額で約1億6551万円の減となっています。ウニ漁についても、8月に入って台風による雨の影響があり、海の濁りなどにより出漁日が少なく、漁獲量で17トン、金額で約330万円の減となりました。

その他、地方創生加速化交付金による「ナマコ種苗生産事業」を進めています。

今年度、ナマコ漁の漁獲量の減少が顕著になっており、将来的な資源増殖を目的に漁業者が資源増殖部会を設立し、自らの手でナマコ種苗生産に取組をスタートさせています。

漁業協同組合及び資源増殖部会がナマコの種苗生産を手掛ける事業者からの技術指導のもとに、親ナマコからの採卵、受精の作業を行い、これまでに稚ナマコ295万個を町内6地区の沿岸に放流することができました。4年後に採捕可能な親ナマコへの成長を願っています。

これから、サケ定置網漁が本格化してきますが、秋以降の漁についても、操業にも恵まれ、豊漁となることを期待しています。

ふるさと納税制度を活用した「頑張れ増毛応援寄付」の状況について

8月末日現在で、全国の1億1142名の方から、約1億7830万円の寄附申込みがありました。

これは、昨年度の同時期と比較すると、件数で約2千件、金額で約4165万円の減少となっています。

減少の要因としては、ふるさと納税制度の認知度のアップにより、全国の自治体が返礼品の取組に積極的になってきており、薄く広く寄附をされているのではないかと考えています。

本町としては、返礼品の還元率を適正なものとし、町の財源の確保及び地場産品のPRに努め、全国から応援していただけのまちづくりの取組を進めていきたいと考えています。

また、町内で開催する同窓会に対し、商工会商品券を補助する増毛町同窓会支援事業は、町内出身者にふるさと納税制度のPRをすることも目的としており、今日までに12件の同窓会の申請がされています。

旧交を温めることにより、地

元出身者のふるさと増毛を思う気持ちがあります。強くなってくればと願っています。

国の平成27年度補正予算で実施している地方創生加速化交付金事業の経過について

この事業は、「歴史と景観・食資源を活用した交流促進プロジェクト」と「地域資源活用増毛まるごとプロジェクト」の二つの大きな事業に分かれています。

『歴史と景観・食資源を活用した交流促進プロジェクト』の主な内容としては、「旧増毛小学校整備事業」では、ぞうきん掛け選手権や肝だめし大会などのイベントを実施し、それぞれ60名と330名の参加があり、町民や観光客の方にたいへん好評を博しました。

また、「ご当地グルメPR事業」では、町内居酒屋で古くから定番メニューとしてある、たごんぎを町外イベントに出展しPRを図りました。

また、観光バスの車体に増毛町の特産品を描いた「ラッピングバス事業」も既に実施済みです。

他にも、海外観光客にも対応する映像DVDは現在制作中ですし、9月下旬には台湾の旅行者を招致しての観光ルートの掘り起こしや、JR廃線後の増毛駅周辺の在り方を検討する、まちづくりセミナーを実施します。

『地域資源活用 増毛まるごとプロジェクト』では、先にご報告した「ナマコ種苗生産事業」の他、「増毛フルーツの里事業」では、道内外のイベントに出展し、増毛産果樹の販売及びPRを行う他、果樹パッケージのデザインの刷新を行います。

「増毛米ブランド化事業」では、300gパックのキャンペーン米を製作し、ふるさと納税の返礼品と併せ発送することにより、増毛産米の知名度アップを図ります。

また、札幌市内の居酒屋3店舗を増毛町推奨店として認定し、増毛フェアなど季節イベントに食材を提供する「ご当地居酒屋推奨店事業」や、水道水をペットボトル製品にする「増毛の水PR事業」などで、さまざまな形で増毛町と特産品の魅力をPRしていきます。

増毛町婚活イベントについて

町内の青年団体4団体で構成する「増毛町婚活推進協議会」による婚活イベントが9月3日、4日に開催されました。

女性は、告知をした早い段階から申込みや問合せがあったよう、札幌や旭川在住者を中心に定員20名が参加し、町内の单身男性20名と同数で、パークゴルフやぶどう狩り、観光施設の見学などで交流を深めました。

他の町村では、参加者の確保に苦労しているといった話を聞いていましたが、札幌や旭川から近いことや、増毛町観光の魅力、男性のプロフィールを事前で紹介していたことなどが、興味関心を呼んだのではないかと考えています。

人口が減少し、若年層の転出が進む中、町としても若い男女の出会いの場を多く作ってほしいと考えられています。

一般質問 **ズバリ** 町政のここが聞きたい！！



今回の第3回定例会の一般質問は、本会議1日目の14日に行われ、7名の議員が12項目について、質問しました。

議員からの質問、町側の答弁の内容を要約して、町民の皆様にお知らせします。

※一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって、町長などの執行機関に、疑問点をただし、将来に対する考え方や取り組み方の説明を求めることです。

増毛町議会では、年4回の定例会で一般質問をすることができます。

(参考：全国町村議会議長会議員必携より)

るようになった。また、「高齢者による事故の多発を報道で見て、頭と体がしっかりしているうちに返納したい」「運転の様子を見た家族から返納を促された」などといった例が増えており、当町にも高齢者の方々が多く生活しているため、早急に施策を講じる必要があると考える。



○大井議員

数年前より、高齢者の運転免許返納がテレビや新聞などで報道されるようになった。

大井議員①

高齢者運転免許証自主返納支援について

Q 自主返納しやすい環境づくりは

A 29年度当初から進めたい

(1)現在、増毛町に居住する65歳以上の者、普通免許取得者、直近3年間で免許証の有効期間内に自ら返納した方が、男性、女性それぞれ何名か。
(2)免許証を返納することで「足」がなくなることを危惧している高齢者が多くいる。免許証を自主返納した場合の支援策を考えているか。

○町長

(1)当町に居住する65歳以上の方は、8月末現在で、男性785名、女性1210名、合計1995名である。また、留萌警察署へ問合せたところ、免許取得者の数は、6月末現在で男性が1491名、女性が1092名、合計2583名。このうち65歳以上の免許取得者は、男性517名、女性208名、合計725名となっている。直近3年間で免許証の有効期間内に自主返納した方々は、留萌警察署で調査中だが、现阶段では不明である。

(2)高齢運転者の交通事故防止を図るためにも、自主的に免許証を返納しやすい環境づくりを進めていかなければならないと考えている。他町村もタクシー等の利用時やバス運賃への助成な

ど様々な支援策を講じ、運転免許証の自主返納の促進に取組んでいるので、その導入状況などを調査し、動向を見ながら検討していきたい。

○大井議員

高齢者の運転による交通事故が多発しており、これから、ますます高齢化が進むので、事故があつてから対処するのでは遅いと思う。

自主返納しても運転経歴証明書が発行されて、本人の確認書類として有効に使えることなどもある。町民の皆さんに周知して、その環境づくりは、いつから開始するのか。

○町長

29年度当初から開始できるように環境づくりを進めていきたくないと考えている。



大井議員②

防災体制・対策について

Q 体感する訓練が必要では

A 冬の訓練を計画している

○大井議員

北海道は、去る8月9日の5号以来6つの台風が相次いで接近、上陸し、過去に例のない災害が起こった。豪雨の影響で全道各地の通行止めになった橋は42か所、また十勝川の12か所が観測史上最高の水位を観測し、災害による死者も出た。想定外という言葉が聞くが、当町は自然に恵まれていた反面、災害の発生する確率が高く、町民相互が助け合い、日頃より防災の体制・対策を整えていくことが非常に重要と考える。

組織の設立の推進」とあるが、現在の状況は。
(3)平成27年度の土砂災害警戒区域などの指定状況には、土砂災害危険箇所は70か所、土砂災害警戒区域指定箇所は17か所となっている。28年度中の増減はあるのか。
(4)平成27年第2回定例会の一般質問で「暑寒別川が氾濫し、1本しかない橋が崩落するようなことにもなつたら、交通手段がなくなり孤立する地区が出る。そのようなことにならないためにも上流に迂回できる橋の設置を」との質問に対して、町長は「難しいが道や国など関係機関と相談していきたいと考えている」との答弁だったが、その後の進捗状況は。

○町長

(1)9月1日に実施した全町防災訓練の参加者は、18自治会216名、1自主防災組織18名、漁組2名、商工会2名、赤島水産株21名、北日本水産物株20名、社会福祉協議会3名、保育所80名、幼稚園29名、小学校179

名、中学校125名、役場庁舎ほか304名の合計999名で、昨年より165名多い。
(2)自主防災組織の設立は、平成27年度末の4組織から増えてないが、自主防災組織の重要性を周知し、啓発に努めたい。
(3)土砂災害警戒区域等の指定状況は、土砂災害危険箇所70か所で増減はない。

土砂災害警戒区域の指定は、

土砂災害防止法に基づき、危険と思われる地域に対して北海道が基礎調査を行うので、対象地の基礎調査を早急に進めてもらうよう要望していく。

(4)市街地区と別荘地区をつなぐ2本目の橋の設置は、部署内で検討の結果、国道や道道ではないため、関係機関への要請はかなり難しいのではないかとのことである。正式要請ではないが、関係者とは何度か話しているものの、設置に向けた話には至っていない。

○大井議員

町防災会議が作成した地域防災計画の中に、「女性の参加の

促進に努める」とあるが、女性参加の促進は。

○町長

女性の参加の促進は、自主防災組織がまだ4か所しかない状況であり、この部分はかなり遅れていると判断している。

○大井議員

当町の地域防災計画の中に「災害が発生し、また、災害の発生が予想される場合に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、町職員の動員についての配備伝達方法が記載され、災害時には災害対策本部を設置し、直ちに活動を開始する」とあるが、本当に直ちに活動できるのか。

○町長

災害が起きた場合は、災害に掛かりきりになるということを肝に銘じておいてほしい旨を職員に話している。

○大井議員

どこの市町村でも地震や津波への防災訓練を行っているが、河川氾濫や土砂災害の防災訓練は、後回しになっているようだ。

今回の台風で被害を受けた市町村の被災情報を見聞きすると河川氾濫、橋の崩壊、堤防決壊、土砂災害などの自然の恐ろしさを痛感した。当町も避難所体験等の体感する防災訓練が必要ではないか。

○町長

体感する防災訓練としては、体育館と文化センターでの冬の避難訓練を、今年計画している。

小田議員①

教員の長時間労働の実態(特に部活動)について

Q 子供たちと向き合える環境づくりを

A 先生方の負担にならないよう勧めたい

○小田議員



学校が抱える課題が複雑化・困難化する中で、教員の長時間労働の長時間労働が社会問題となっている。国は今年6月に、学校現場の業務適

正化に向けて通知し、教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する・部活動の負担を大胆に軽減する方針を打ち出した。(1)当町における教員の長時間労働の実態と解決策は。

(2)部活動の休養日の設定は。

(3)原則の実態と地域人材の活用で、増毛中学校の現状はどうなっているか。また、その競技の経験がある地域人材の活用やコーチによる指導を取り入れてはどうか。

○教育長

(1)勤務の実態は、平日の部活指導終了後、翌日の授業の準備や校務分掌等の仕事を行い、退勤時間は午後8時くらいが平均となっている。休日は、準備等を含めると4時間程度の勤務となる。また、部活指導は、国が示す学習指導要領により、学校教育活動の一環として位置づけられ、教員が必然的に行っているが、勤務体制等の法的な改善は進んでいない。現状の教育指導水準を下げることなく、教職員業務量の軽減を図ることは限

界にきている。しかし、町で独自にアンケートを行い、小さな事でも改善、支援できることはないか意見を募り、業務量の縮減に向けた取組の検討を進めている。解決策としては、長年、教育関係者が国に対して要望し続け、教職員定数基準と学級編制基準の全面的な改正と勤務時間等の法的な見直しが必要と考

える。(2)現在、増毛中学校では、月2回の教職員の定時退勤日を設定して、部活動は休養日として、大会等の翌日も休養日としている。その他、学校行事、テスト期間など、その場の状況に応じて、休養日を設けている。道教委からも「保護者や地域の理解を図り、部活動の休養日の設定や活動の工夫に取り組むこと」とあり、教員の過度の負担や長時間指導にならないよう、複数の顧問の配置などにより対応している。また、生徒の疲労蓄積や心身の変化に注意し、保護者との連携を図りながら取り組んでいる。

(3)増毛中学校の部活は、5つの部が通年活動し、期間的に3つの部が活動している。顧問は、各部に2名から3名で担当し、全教員が指導に関わっている。

運動部の中で競技経験がない教員が担当しているのは、バレーボール部のみ。また、期間的に活動している陸上部は、体育教科の教員が担当し、水泳部とスキー部は、町内のスポーツ団体の活動の中で練習している。地域の人材活用では、昨年度、スキー部の練習に外部指導者をお願いして、競技指導を受けている。専門的な競技指導には有効であるが、部活動が学校教育活動の一環であることから、スポーツや芸術活動に親しむ中で、生活指導や責任感、連帯感、規律・規範意識の向上を育む役割もあり、活用は慎重な対応が必要と考える。

○小田議員

教員からは、土日に4時間以上で3千円の手当が出るが、5時間6時間働いても変わりがなく、メンタル面や健康面で「大

変だ」との話を聞くので、改善しないと、きちんとした教育の環境づくりができないのではないか。これは、当町だけではなく、全国的な問題で、法的な改善が必要だ。特に当町に限っては外部指導者をスキー授業で導入しているようだが、もう少し増やし、部活動は教育の一環なので、できる子もできない子にも配慮しながら、予算付けする環境づくりはできないか。

○教育長

中学校の教職員は、全国でも一番忙しい地方公務員と言われている。以前は、外部指導者のいた部活もあったが、教育指導要領が平成20年から変わり、教育活動の一環として捉えられている。いろんな意見の中で外部指導者も入っていたが、今は学校教育の一環として、その中で生徒指導・生活指導も育むことがうたわれてるので、そういう育みができるような人材が基本的に必要だと考えている。あの新聞のインタビューに文科省の事務次官が答えており、

学校の教育活動だからといって部活動は全て教員がやらなければならないという論理にはならないが、外部者では技術指導はできても、安全注意義務を得る教員の代わりはできないので、校長の指導監督の下で働く部活動指導員が、学校に配置される必要があるのではないかとあった。来年度以降、国の対応は進んでいくのかなと思う。

○小田議員

2003年の道教委の調査で、留萌管内の中学校の先生達の超過勤務時間がワースト1で、小学校の先生達はワースト2。管内で一番早く当町が超勤じゃない、子供たちと向き合える時間の環境づくりを教育委員会とともに町も頑張ってほしいが。

○教育長

教育委員会が一番の仕事は、道教委、国から押し寄せて来る課題、要求を防御すること。まずは一回止めて考え直し、この町に何が必要で、何を優先すべきかを考えなければならぬと思います。これ以上、現

場の先生方に負担にならないように、理事者の協力を得ながら進めたい。

小田議員②

防災について

Q 日常的な持ち物にも目を向けるべきでは

A 非常持出袋の用意も検討したい

○小田議員

台風10号に伴う豪雨被害は死者22人、行方不明者6人にのぼり、高齢者グループホームで9人が亡くなった岩手県岩泉町では、今も400人近くの方が避難を余儀なくされている。被害をできる限り少なくし、命を守るための対策について聞く。

(1)死者を出した岩泉町のグループホームでは、避難準備情報が出た段階で避難していれば助かったのではないかと悔やまれている。また、仮に避難ができる状態にあったとしても、夜勤の職員が1名体制では果たして

避難させることが可能だったのかという疑問もある。当町でも夜勤が1名体制の施設は相当数あると思うが、各施設の夜勤帯の人員配置、夜勤帯を想定した避難訓練の実施状況は。加えて、施設同士の協定なども必要と思うが。

(2) 今回の豪雨災害は、流木が被害を拡大させたと言われている。町内の河川でも、砂防ダムなどが埋まっている状況が見られるが、河川の利用状況や流木対策はどのようなになっているか。

(3) 昨年に引き続き、9月1日に実施された全町防災訓練が学校、保育所、自治会や町施設などで、どのように取り組まれたのか。また、今回の避難訓練に対し、学校では水を持参した子供とそうでない子供がいたと聞いている。普段からどんな物を持って登校すべきか、非常持出袋を学校に用意するなど、日常的な持ち物にも目を向ける必要があると思うが、今後の取組は。

○町長

(1) 各施設の夜間帯の人員配置は、

消防本部の取りまとめでは、町立明和園は養護2名、特養1名のほか、公務補が1名配置されている。町内の民間介護施設6事業所は、配置人数1名の事業所が5か所、2名配置の事業所が1か所。各施設は、毎年2回の避難訓練が義務付けられている。夜間帯を想定した避難訓練は、明和園は毎年実施、民間介護施設では平成25年度に1か所、26年度に2か所、27年度に1か所、今年度は1か所が実施と報告を受けている。

施設同士の協定は、現在結んでいないが、状況によっては施設間で協力しなければならぬ事態も想定され、各施設の標高等の立地状況、避難経路や避難場所を考慮した上で、協定が必要なのかどうか検討したい。

(2) 町が管理している普通河川は、流水に支障となる障害物の確認や河川状況を把握するため、定期的にパトロールをしている。なお、増水被害の防止のため、

今年11月にエンルコマナイ川に堆積した土砂を撤去する予定と

なっている。また、北海道が管理している河川も定期的にパトロールしており、暑寒別川は下流域の安全性の確保と濁水の流出対策として、今後も砂防事業を継続する予定である。

(3) 全町防災訓練で小・中学校の生徒や教員及び幼稚園児と教諭の333名は、いずれも安全対策をした上で、駆け足で見晴町の駐車帯に避難した。また、今回、保育所は試験的にバスを運行し、バスの乗り降りも含めて訓練を実施している。明和園、診療所、やすらぎ荘などの役場関係施設では、避難誘導及び施設の2階に避難するなどの訓練も行っている。また、各避難場所では職員を配置し、避難状況の確認や備蓄している水やパンの配布を行った。この防災訓練の実施により、いつ発生するか分からない災害への心構えや、防災に対する意識が高まる良い機会と考えており、来年度以降も続けていきたい。

現在の避難訓練では、避難することを優先に考え、何も持た

ずに避難している。今後は、非常持出袋の用意も検討しながら訓練を重ね、どのような避難が良いか教育委員会と協議したい。

○小田議員

岩手県岩泉町では、避難準備情報が出ていたが、きちんと理解していなかったことが避難の遅れにつながったのではないかと報道があった。この避難準備情報は、住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者や障がい者、要援護者に対して早い段階で避難行動の開始を求めるもので、今回の台風10号は比較的予想がしやすかった。情報がたくさん出ている災害

では、当町も夜間に1名か2名の職員で避難させるのではなく、昼間のうちに避難する対応をしようか。

○町長

同感である。見逃しの三振りも空振りの三振をということ、早く早めの対応を心掛けたい。

○小田議員

川の整備は、定期的に行って

いるとのことだが、昨年、悪臭で仕方がないという津田屋の川を担当課とともに見に行った。

水面も見えないぐらいに草が生えている状況だった。昨日も見えてきたが、川面よりも背丈が高く草が生え、整備された様子がなかった。これらが流木などを塞ぎ止め、被害が拡大する原因になると考える。

常に整備した状態にしていきたいと思います。津田屋の川は、いつ、どうやって整備するのか。

津田屋のエンルコマナイ川の対策は、夏期の施工も考えたが、濁水でウニ漁に影響があることもあり、11月に堆積した土砂を撤去する予定となっている。

○小田議員

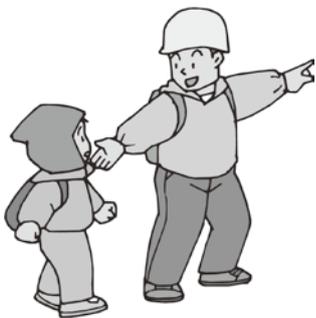
避難訓練時、小学生児童に「水を持って避難しなさい」と言われたところと、何も言われていないところがあったと聞く。災害は、いつ起こるか分からず、通学・下校途中にも災害に遭うかも知れない。例えば水を毎日持って登校するとか、そういう

対応は、常日頃、防災意識を高める上でできないか。

○教育長

今回の水の件に関しては、夏場の訓練であり、大体15分から20分は走るの、途中で低学年はその距離を同じペースで走ることはなかなか厳しいと判断し、水をとりたくなる子供もいるというところで、これは訓練に限って、学校では指示した。

本日の災害時は、まず安全な箇所に避難することで、その後の対応は親なり行政なり地域なり、水や食べ物が必要であれば、そこで準備することになる。避難した後に必要だから、それを抱えて子供たちが走るという指導はしていない。



土橋議員

増毛マリーナの現状について

Q マリーナ使用料が高すぎるのでは
A 使用料の減額は難しい

○土橋議員



先日、マリーナを訪ねてみると、船着き場も陸置き場も約半分

船が置かれていない状況だった。駐車場のラインも消えかけ、誰もいない寒々とした感じだった。事務所まで話をきいたところ、数年前に使用料を上げた時に多数のキャンセルが出て、地元の船も全部引き揚げたとのこと。また、増毛の会員の船が岩老の港に入れない。何年か前にヨットメンバーが振興局に申請し、小樽と増毛の会員が入港できる入れる許可が出たが、農林水産課は断り、現在は小樽マリーナの

会員のみ使用している。岩老は温泉等があり、地元の会員が利用できるのはおかしい。対策を考えては。

○町長

現在、海上艇置場には定数54艇のうち31艇、陸上艇置場には28艇のうち10艇が利用している。この減少の要因は、景気の低迷により高額な維持費用が負担となることや、高齢を理由としてボートの所有をやめる方が多いと考えている。国土交通省で4年に1度行う「プレジャーボート全国実態調査」でも、北海道のプレジャーボートの係留、保管状況の調査結果が示されており、プレジャーボート艇として許可を受けている船舶数は、平成22年度から26年度までの4年間で418艇の減少、そのうちマリーナ等に保管、係留している船舶は261艇の減少となっており、当町に限らず北海道全体の減少が進んでいる状況にある。また、使用料の改定は、平成17年度に当時の厳しい財政状況から第2次行財政改革方針に

基づき、使用料や手数料の見直しを検討した結果、起債償還金と今後の維持管理費を勘案し、必要最低限の料金改正を行ったものである。また、平成6年の供用開始から21年が経過していることから、施設の老朽化も進み、27、28年度では、棧橋の照明設備、電気設備を修繕し、駐車場のラインも一部引き直しを行った。また、上下架施設であるクレーン設備も、27年度に部分的な修繕を行ったが、全面的な改修の時期を迎えているなど、今後多額の費用が掛かることが想定されること、消費税の改正も予定されていることを考えた場合、使用料の減額は大変難しいと考えている。今後も会員の皆様に安心して利用いただけるよう計画的な修繕を行い、適切な管理運営に努めたい。

プレジャーボートの漁港の使用は、12年度に北海道漁港管理条例が改正され、道内の一部漁港でプレジャーボートの使用ができるようになり、当町では4漁港のうち岩老漁港のみが、16

年度から団体枠として2隻、個人枠として1隻を寄港のための一時係留として北防波堤を開放している。開放期間は、毎年5月1日から9月30日までとなっており、係留時間は24時間以内で、乗員の休憩、燃料・食糧等の補給及び観光等を目的としたものに限られる。また、岩老漁港へのプレジャーボートの開放は、当町が北海道漁港利用適正化推進指導業務の委託を受けて利用の申請と許可の手続きをしている。なお、岩老漁港に係留したい場合は、係留を希望する日の1か月前に町に申請書を提出し、審査のうえ問題がなければ許可書を発行し、使用料を納付後使用できることから、増毛マリーナの会員でも岩老漁港を使用できる。

○土橋議員

マリーナメンバーや町内の若者たちに質問をしたところ、
(1)プレジャースポットなのに使用料が高すぎる。

(2)26フィート以下の船は、大概釣り船だが、家族で釣りに来た

いのだけれども、安くならないか。

(3)地元の人も利用したいが高い。地元還元の使用料にできないか。
(4)家族でできる釣り公園ができればいい。

(5)キャンピングカーの駐車場に乗り入れが可能になればいい。
(6)JR廃線後、マリーナまで行ける自転車トロッコなど、駅と連携させればいい。との声があるが。

○町長

小樽と比べても半分、室蘭よりも安く、今後のことを考えると安くはできないと考える。

地元還元は、以前に地元所有者か会員から協力を得て、ボートに乗って遊覧というのを記憶しているが、そういったことと同時に考えていけるのではないか。キャンピングカーは、入れると考えている。

自転車トロッコは良い案だが、安全性の確保ができないと判断している。

家族でできる釣り公園だが、マリーナの中での釣りは禁止に

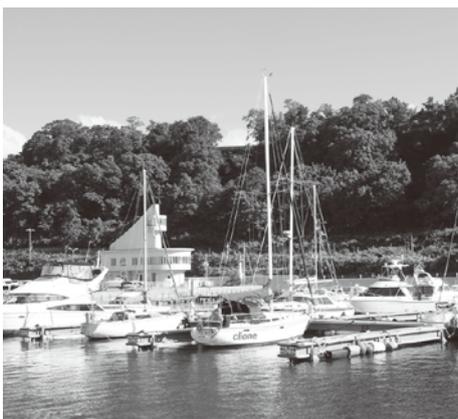
なっている。港湾は国の管轄で、マリントウンプロジェクトの中でも、話があったのではないかと思うが、港湾を利用して可能なのか相談してみたいと思う。

○土橋議員

岩老漁港に今、小樽マリーナのボートが来て使用しているが、1か月前から申請して停めているのか。どの船が来て入れると聞いたが。

○町長

きちんとしたルールがあり、1か月前に申請をして入っている。小樽も増毛でもマリーナの会員は、申請をすれば利用できる。



酒井議員

屋内グランド周辺の整備について

- Q 屋内グランドへの道路拡幅の検討状況は
- A 道路を拡幅し12月に完成の予定

○酒井議員



屋内グランド周辺は、市街地の外れに位置していることから、利用者は車か自転車を使う方がほとんどではないかと思う。増毛小学校グランド横と堤防の間の道路は砂利敷きの道であり、暑寒公園側からは一部でごく細い道を通ることになるので、自転車の方、特に子供と年配の方にとっては、どちらも車と一緒に狭い所を通ることになり、少なからず危険が伴うのではないかと思う。

ついでには、安全対策の観点から、屋内グランドへの道路の拡

幅と舗装、あるいは車両乗入れを規制するなど、事故が起きる前に対策を立てる必要があると思ひ、昨年の第3回定例会で質問したところ、「関係機関と協議を進め前向きに検討したい」とのことだったが、その後の検討状況は。

○町長

屋内グランドへは道路幅が狭く、急カーブとなっており、安全対策が必要と考えていた。昨年9月に北海道と協議をし、10月に許可を受け、今年度当初予算に計上し、8月に工事を発注している。工事概要は、道路幅を8メートルに拡幅し、同時に駐車場の老朽箇所を舗装を施工するもので、12月に完成する予定となつている。この整備によつて、取付道路の見通しが良くなり、駐車場の改良と併せて、車両と自転車の安全な通行が確保され、施設利用者の利便性が図られると考えている。

○酒井議員

増毛小学校と堤防の間の道路は砂利道である。市街地から堤

防の横を利用する方もいると思うが、その舗装など整備は考えているか。

○町長

増毛小学校グランド横の砂利道は、町道でなく河川敷地と考えている。小学校・中学校の前方には、非常に利用しやすい道路と思うが、歩行者の安全性を図っていくために、土手を歩いていたとき、車と分離するといふことも考えている。

西山議員①

ふるさと納税と町税について

- Q 返礼品費用の割合を増やしては
- A 現在の35%くらいが適当と考えている



○西山議員

当町のふるさと納税は、27年度は3万8805件、4億7652

万円で基金積立金50%、返礼品35%、経費15%でこの50%が全て財源として使える金額か、この中から経費15%のほかに支出されることはないのか、純粋な財源が幾らか。

各事業所ごとの返礼品取扱高も分析されているので、28年度の町税がどの程度見込むことができるのか。

28年度分は、個人町民税も固定資産税も既に課税済みであり、法人町民税も一部の事業所を除いて決算が終了していると思うので、お知らせ願いたい。

昨年の12月定例会で、「ただ返礼するだけではなく、税としてどのくらいの収入が増えるのか、積極的な対策、対応をすべきでは」と質問をした。町長は「来年度からは納税額、生産額を勘案して分析をしながら実施していける」と答弁したが、その成果は。

今年度から同窓会支援事業が実施されたが、大変効果がある事業だと思ふ。これまで何回開催され、今後開催される予定が

あるか、この事業を今後推進するための対策は。

○町長

ふるさと納税の金額は、基金積立金で2億6186万6874円、特産品で1億7476万609円、その他の経費で3990万1625円。また、基金に積立てた分は、翌年度以降に繰入れし、寄附の目的別に使用しており、その内容は町ホームページで公表している。

平成28年度の町税見込額は、現年分個人町民税が1億5884万9千円、法人町民税2068万6千円、固定資産税1億3601万円である。

ふるさと納税に係る町税の増収の分析は、各事業所の決算に当たって、法人の財務諸表の入手や個人事業のふるさと納税分を特定する経費などの算定が難しい。ふるさと納税は、個人及び町内企業において、少なくとも売上げの伸びにつながっていると思う。間接的に雇用や設備投資などの波及効果と税をはじめ、様々な循環作用があること

を望んでいる。

同窓会支援事業は、町内で開催する同窓会に係る費用を3万円の商品券で助成し、開会の前段でふるさと納税のPRを行っている。これまでに12件申請があり、今後3件程度が予定されている。この事業は、参加者には大変好評で、実施後にふるさと納税をしていただいた同窓会もあることから、次年度以降も町広報や町ホームページ等で積極的にPRし、内容も今年度の実績を勘案しながら、充実させるよう検討していく。

○西山議員

上士幌町は、ふるさと納税の金額が多く入っていると報道されているが、返礼品の額に原因があるのではないかと思う。

返礼品の金額を上げることによって、各事業所の収益が伸び、町税に返ってくる金額が今よりも増えるのではないか。35%の返礼品の金額を上げることにより、財源として入る金額は減るが、長い目で見ると税金としていずれ返ってくると思うが。

○町長

当町は35%で、米だけは38%くらいになっており、それが最高額と考えている。返礼品の競争になっているので、この35%がちょうど適正ではないかと考えている

○西山議員

町長が提案した同窓会事業は大変なアイデアで、町外から来た方が町内で使うお金は多いが、町職員が積極的にやっている感じがしない。町の事業として町職員が中心となつて、実施するべきではないか。

○町長

この同窓会の要綱を作成したときに、課長等会議で職員に対して、職員自ら幹事となつて推進してほしい旨を話した。還暦の同窓会も計画されているように、今後ともますます充実させて、町の経済的効果やふるさと納税をそこでPRし、ふるさと納税が更に増えるよう実施したい。

西山議員②

参議院議員選挙について

Q 18歳・19歳の新有権者の投票率は
A 町全体に比べて低い投票率

○西山議員

先頃行われた参議院議員選挙では、全国で約240万人、北海道では9万6700人が新たに有権者になった。今回の選挙の北海道の投票率は56・7%に対して、18歳、19歳の投票率は43・38%と発表されたが、当町の今回の率の低さの原因、実態など、今後の対策は。

- (1) 18歳、19歳の新有権者の投票者数と投票率は。
- (2) 公選法による選挙人名簿登録の実態調査は。
- (3) 18歳、19歳の新有権者に対する今後の対策は。

○選管委員長

(1) 当町は全体の投票率67・2%に対して、18歳、19歳の新有権

者数46人のうち19人が投票で、41・3%となっている。北海道同様、全体の投票率に比べて、低い率となっている。

(2)公職選挙法では、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を常時調査し、選挙人名簿に登録するために整理をすることになっている。今回、18歳、19歳の新有権者の登録資格に関する調査、登録の可否が問題となっているが、新有権者に限らず、全ての有権者に対して、常時調査しなければならぬが、現状は実態調査ができていないのが実情で、18歳、19歳の46人についても、住民基本台帳に記載されている者を選挙人名簿に登録したものである。
(3)若い世代の投票率が低いため、以前から投票率の向上に向けて、全国で取組が行われているが、依然として投票率が伸びていない。当選挙管理委員会としても、選挙時や成人式に選挙制度や投票の大切さについての冊子などを送付しているが、投票率の向上には至っていない。各地の取

組等を参考にしながら、増加に向けて可能な事業を検討し、実践していきたい。

岩崎議員

留萌増毛線廃止に伴う駅周辺の整備について

- Q 駅舎を増築し有効活用すべきでは
- A 駅と駅前通りを大切にまちづくりをしたい

○岩崎議員



12月廃止後の駅舎の保存と有効活用、駅前駐車場の整備には、い

ろいろな方々からも要望や意見があると思う。今ある駅舎を活用するためにも駅舎を保存し、駅前通りの整備をして、有名になっっている増毛駅を大いに宣伝し、観光客を呼び込むべきと考える。幸いトイレは24時間使用することができるので、駐車場の整備と駅舎につながる建物を増築し、休憩室やできればシャ

ワー室を設けることによって、車やバイク、自転車で来る方などが、ゆつくり休んで、話し合える場として、少し大き目の建物にすることが望ましいと思う。また、町内の物産品などを販売できるように、駅舎を有効活用するべきと思うが。

○町長

駅前周辺の整備は、庁内各課へ駅舎の改修保存、トイレや駅前周辺の整備等に必要な費用の積算を指示しており、現在作業中である。今後、どのような形で整備を行えばいいのか、観光振興や地域活性化に結びつけることができるか検討したいと思っている。

また、9月30日に行われる「まちづくりセミナー」での意見も参考にしながら、魅力あるまちづくりができるよう整備内容を検討したいと考えている。

○岩崎議員

現在、廃線を惜しむ方が連日当町に来ている。しかし、廃線後、多くの自治体では年を追うごとに関心が無くなり、訪れる

方も少なくなっているようである。そのため、当町は駅舎を有効に活用し、今までと変わることもなく、観光客を呼び込むことが大事だと思っている。

近日、増毛駅周辺のこれからを考える「まちづくりセミナー」が催されるとのことであるが、JRが提示した1億3千万円、その金額をあまり逸脱することのないように、無理のない整備を考えるべきと思うが。

○町長

駅舎の保存は、積極的に行いたいと思っている。

現在、JRが廃線になることで、観光客が多く来ている。ただ、来年以降、この反動が予想されるので、この「まちづくりセミナー」からもヒントをいただき、駅が中心となって栄えた町でもあり、駅と駅前通りを大切にしたいまちづくりをしたいと考えている。

菅原議員①

財政支出と知識の構築について

- Q 適正価格の把握に積算能力が問われるが
- A 講習会や研修会で知識の向上を図っている



○菅原議員

社会環境や経済情勢をはじめ、様々な要因で建築や物品販売業者

の数が減っていることで、競争原理が機能していないように思う。競争原理が生かされないことで、提示された価格が適正なものなのか疑義を抱いている。当町の財政は、国・道からの交付金や補助金と自主財源から成り立っているが、この交付金等は町民一人一人に交付されたものだとは思っている。町長をはじめ、町職員は町民の代理人として瑕疵のない誠実な支出を求められる。当町には今

後、多額の投資が必要な事業を多数控えているため、絶対に無駄は避けなければならない。地元産業の育成は第一ではあるが、公費で特定企業や個人を支援するのは論外だ。財政の適切な運営をするためには、健全な経済の競争原理を基に適切な価格で契約し、発注することが求められる。適正価格の把握には、担当職員の市場価格の動向調査や積算能力が非常に問われるが、知識の構築はどのようにしているのか。

○町長

工事請負契約の予定価格は、北海道の「土木工事積算基準」及び「営繕工事積算基準」に基づいて算出した金額である。この積算基準は、市場の労務及び資材等の最新の実勢価格が反映されているので、適正な積算に基づいた設計金額と考える。また、物品購入契約の予定価格は、市場価格及び購入物品の仕様条件に基づき見積書を複数の業者から取るなど、これらを参考に予定価格を決定している。設計

の担当職員は、国・北海道が主催する各種の講習会や研修会に参加し、土木・建築関係の法令等の知識と技術力向上のための情報等を得ながら、専門的知識の向上を図っている。

○菅原議員

理事者提案の保育所増設補正予算と文化センター耐震工事の契約は、私は是と^せしなかつた。例えば、保育所の当初予算から7500万円も増えたら、おかしいと思うのが当然だ。積算基準を基にして担当課の職員が計算しているのに、こんなに差が出てくるのがおかしい。そして、指定管理料の算出根拠も同様だ。この指定管理者制度とは、自治体のコスト削減のために用いるもので、業者に対して利益を供与するものではない。この基本料金の算出には、水道光熱費を算定基準としたとの説明だが、利用者の増減にかかわらず、ランニングコストとして電気や水道や暖房を算出するならば分かるが、ガス代も入れている。ガスは、食事や宴会が増えるとな

がるコストだ。そのコストが掛かれば掛かるほど、事業者の収益になるので、このような料金の算定は全く理解できない。ホテルは町の物だが、営業するのは私的企業だ。誰のために、この料金を算定しているのか問題になってくる。当町には、飲食業者があり、その一つだけに利益供与するようやり方は、間違っていると思う。年間約71万円のガス代を指定管理の委託料に入れた根拠は。

○町長

光熱水費を根拠にしている。光熱水費に掛かる分を、この指定管理料にしており、ガスがなければ営業ができないから、おかしくないと考える。

○菅原議員

指定管理の仕方もいろいろあると思うが、管理料だけ払う。それから管理料も払うが、その収益を自治体と案分する。今回の指定管理は、管理料だけ払うて、幾ら収益をあげても自治体の方にはお金は一切入らない、そんな契約だ。やはり、公費で

一企業に利益供与する形にならないのか。

○町長

宿泊施設としての指定管理は、他の自治体の委託料や指定管理料を勘案した中で設定し、一企業のためだとは考えていない。

○菅原議員

今年3月20日の北海道新聞に、当町のふるさと納税を大々的にカラーで、「返礼品大幅拡充へ」との見出しで書かれていた。「4月から新たに加える主な返礼品は、当町出身の三國清三シェフ監修のホテルオーベルジュましか利用券50券限定のほか、海鮮井の具材セット千件限定」、ふるさと納税にオーベルジュましか。当町には、雑誌やテレビで取り上げられている飲食店があるが、この人たちにも聞いたのか。

○町長

宿泊という形で、利用券を出していると思う。飲食店から、そういった企画が来れば、取り扱っていいのではないか。

○菅原議員

その考え方が違う。当町にはほかの飲食店もあるのに、なぜオーベルジュましかだけを限定するのか。ただの営利企業だ。

○町長

ほかの会社の名前は余り出てこない。私的企業、個人に公費を使ったら駄目ではないのか。

○町長

逆の考え方でやっている。ふるさと納税の返礼品は全て私的企業であるから、このオーベルジュましかのものがあっても、全然おかしくないと考えている。

○菅原議員

ただ、町がオーベルジュましかの宣伝マンになる必要があるのか。ほかの企業が、町とタイアップでやってくれないかという話になったときに、どうするのか。

○町長

宿泊施設としての宣伝マンということでは、全く問題ないと思う。ほかの飲食店も食事券等の企画をふるさと納税返礼品に提案してくれることは、全く問題ないと思っている。

菅原議員②

限定的財政支出について

- Q 多くの町民が享受できる施策が必要では
- A 当町の実情にあった施策を進めたい

○菅原議員

町長は就任以来、子育て世代に対し手厚い支援策を行っており、他管内から移住を促進するために必要な施策であると評価する。また、新規漁業者の資格取得の補助、各種団体への補助や助成金の増額を行っているが、この額は当町の手数料収入に匹敵する額で、残念ながら受益者は限定的である。町民全員に対しては無理としても、多くの町民が享受できる施策も必要と思う。

街では、いろいろな人がいろいろなことを言うが、「私たちにとつては、前町政と何ら変わらないのが実感」との声を耳にする。町長は、これらの声をど

のように受け止め、今後どのように考えていくのか。

○町長

平成27年2月に就任し、「頑張っている」という声は聞くが、そのようなご意見は初めていただいた。

子育て支援では、15歳までの医療費と多子世帯への補助、保育料と中学校入学時の保護者負担の軽減、高校通学費補助の増額、中学校修学旅行の補助を実施。高齢者対策としては、生きがい活動事業団の設立、パークゴルフ場の整備、全ての敬老会に出席できるよう調整して、なるべく現場へ出かけて町民の皆さんと対話ができるように努力している。産業振興では、地場産業活性化補助事業やふるさと納税にも力を入れており、漁業後継者の資格取得助成や有害鳥獣対策として狩猟免許の取得にも助成している。交流人口の拡大では、同窓会支援事業、婚活事業、結婚祝い金事業、結婚祝賀会補助事業などを実施。全町防災訓練を行って、安全安心の

調査報告

8月22日～24日に総務文教と産業厚生との二つの常任委員会は合同で所管事務調査を行いました。

総務文教常任委員会は「これからの子育て支援」をテーマとして、奈井江町の認定子ども園の運営状況を視察してきました。産業厚生常任委員会は岩内町でのキタムラサキウニによる磯焼け対策と漁業者への収入対策の取組と、近年増毛でも取扱高が伸びており、行政も種苗生産や中間育成、放流事業を行っているナマコについて、先駆的に種苗生産に取り組んでいる八雲町熊石にある北海道栽培漁業振興公社の事業所を視察してきました。

認定子ども園の運営状況について (奈井江町)

奈井江町では、公立の認定子ども園「はぐくみ」の開設にいたるまでの経緯や運営状況を、町長をはじめとした役場担当者

や子ども園の園長より説明を受けました。

奈井江町では公立保育所と私立幼稚園がある中、幼稚園が閉園を決定したため、老朽化により建替えを検討していた公立の保育所を認定子ども園とするため、「子ども・子育て会議」を開催しながら、保護者へのアンケートによる意見の集約や情報の開示などを行い、開設に向けて取り組んできたとの説明がありました。現在、使用されている子ども園も訪問することができ、子供たちが生き生きと過ごしている状況もみる事ができました。



△園長(右端)から子ども園で説明を受ける

総務文教常任委員会より報告 (土橋文夫委員)

常任委員会の合同視察ということで、私の所属する総務文教では、子育て支援をテーマに認定子ども園(空知管内奈井江町)を訪問することとなった。認定子ども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型という四つの形態がある。今年4月現在、道内で運営されている認定子ども園は206園、そのうち市町村が運営しているのは幼保連携型13園、幼稚園型3園、保育所型21園の合計37園である。委員会としては幼保連携型と保育所型の両方を視察する予定だったが、保育所型のみを視察となった。

奈井江町では、北町長の歓迎の挨拶をいただき、子ども園担当部署の職員から施設開設に至るまでの苦労話から現在の状況について詳しく伺うことができ、また、直に運営されている施設見学もさせていただいた。当町においても、近い将来、必ず出てくる問題であろう。当町に相応しい子育て支援策を考える一助としていきたい。



△子ども園訪問時はちょうど給食時間
みんなでおいしい給食を食べていました



△視察終了後に子ども園前での集合写真



△水産技術普及指導所の担当者からの説明

視察当日は北海道へ台風が接近しており、天候が悪かったこともあり、当初は現地を直接視察する予定でしたが、岩内町役場の会議室をお借りし、今回の事業に取組んでいる後志地区水産技術普及指導所の担当者の方から、詳しい内容についてお聞きすることができました。

今回視察した「岩内式キタムラサキウニ短期養殖試験」とは、磯焼けの原因の一つとなっているキタムラサキウニ（ノナ）を時期をずらして養殖し、冬場に出荷することにより、商品価値

キタムラサキウニの短期養殖試験
(岩内町)

と並べられているナマコとアワビの蓄養ますを見させていただき、その育成手順や方法、種苗を生産する上での課題などを聞くことができました。

同事業所は道内各地より種苗の生産委託を受けており、現在ナマコ資源の増大に向けて、取組が広まっていることを再確認できました。

八雲町熊石の栽培振興公社の事業所へ伺い、ナマコの種苗生産の実態と併せて、同事業所と同じく取り組んでいるアワビの種苗生産の現状も見させていただくことができました。

訪問時には敷地内にびっしりと並べられているナマコとアワビの蓄養ますを見させていただき、その育成手順や方法、種苗を生産する上での課題などを聞くことができました。

ナマコ種苗生産の現状について
(八雲町熊石)

を見出すと共に漁業所得の向上を目的としているものです。

担当者からは取組開始から現在の状況、試験の行ってきた中の課題や、メリット、事業化へ向けた展望などを資料を基に説明いただきました。



△熊石事業所長から直接、事業説明を聞く

産業厚生常任委員会より報告

(飛内眞吾委員長)

この度、新しい委員会体制になってから初めての行政視察を行いました。当町は1次産業が主要な産業であることから、岩内町でのキタムラサキウニ（ノナ）の短期養殖、八雲町でのナマコの種苗生産について、それぞれの取組を調査してきた。

岩内町では磯焼けの原因となっている商品良価値の低いノナに給餌を行い12月中には身入りを回復させ出荷するという取組で、未利用資源の有効活用と冬期間の漁業所得の向上を目的としていると説明があった。当町も同様の環境下にあるので、今後の事業化に向けて軌道に乗るよう期待を寄せている。

八雲町はナマコの種苗生産を行っている北海道栽培振興公社熊井事業所を訪問した。当町でも今年度より増毛産親ナマコを用いた種苗生産や放流事業に取組んでおり、ナマコの種苗生産を先駆的に行ってきた熊石事業所を訪れたものである。

ここ数年、道内各地ではナマコ種苗の放流が盛んに行われており、同事業所でも100万個以上の稚ナマコを出荷しているとのこと。将来的には漁業者自らが種苗の生産、放流を行うのも一案であるとの話もあり、ナマコに対する熱意を感じた。

今回の視察には町側から農林水産課長も帯同してもらい、参加者全員が熱心に質問するなど、それぞれが何かを感じた内容になったと感じる。

今後も町の発展のために、議員自らが研鑽を積み、役立てられるようにしたいと強く感じた視察であった。



△ナマコの蓄養ますでの生育状況を見学

議会のうごき

8 月

- 5日 議会だより146号発行
- 19日 総務文教常任委員会
- 22日 総務文教・産業厚生常任委員会合同行政視察
(~24日 岩内町・八雲町・新篠津村・奈井江町)

9 月

- 1日 留萌管内町村議会議員研修会 (遠別町)
- 2日 全員協議会
議会運営委員会
- 14日 全員協議会
平成28年第3回定例会(第1日)
平成27年度各会計決算審査特別委員会
- 15日 平成27年度各会計決算審査特別委員会
- 16日 平成27年度各会計決算審査特別委員会
平成28年第3回定例会(第2日)

10 月

- 12日 議会広報特別委員会 (第1回)
- 17日 議会広報特別委員会 (第2回)
- 19日 議会運営委員会行政視察
(~20日 浦幌町)
- 24日 議会広報特別委員会 (第3回)
- 28日 議会運営委員会

議会運営委員会より
お知らせ

この度、議会運営委員会は、10月19日~20日にこれからの議会運営と議会改革を進めるために、先進地である十勝管内の浦幌町議会を視察してきました。浦幌町議会は町民により理解と支持をされる議会を目指し平

成23年より、議会活動の活性化を図るため協議を重ね、議会基本条例を制定しています。また平成27年の改選期には道内唯一の定員割れを生じ、現在はその解消のためにも研鑽を積んでいます。

今回、視察した報告は時間と紙面の関係上、次号の議会だよりで報告いたします。

編集後記

「情報」という言葉を作ったのは明治の文豪、森鷗外である。彼が英語のインフォメーションを「情報」と訳した。「報いを与える情を得る」「人間と人間が接し、そこに情を通じて報いを得る」。かたや情の介在しない「報」を「データと呼ぶ。

こちらは数値など客観的でフィジカルなもの。データに人間的情が加わって初めてインフォメーション、すなわち情報となる。近年、テレビやパソコンそして携帯電話からとめどもなく情報が流れ出る。

それは必要なものも不必要なものも同一の速度で押し寄せてくる。そんな状況を予期していたのか「これからは情報の見極めこそが重要だ！」と口癖のように言っていた中学時代の担任の先生の言葉がとても身にしみる。今回掲載の調査報告3件のうち、議会運営委員会に関しては

初めての試みとして次号への掲載予告をさせていただいた。次号ではより具体的な報告と進捗状況を丁寧にお知らせできればと考えている。また、今後は「各議員賛否の詳細」や「一般質問その後の検証」など少しづつにはなるが掲載に取り組んで行きたいとも考えている。

より見てもらえる議会だよりを目指し、報(データ)だけでなく、情(気持ち)を加えた議会のインフォメーションを掲載できればと思っている。

議会広報特別委員会

- 委員長 松倉 清道
- 副委員長 酒井 倫明
- 委員 豊田 敏巳
- 小田 紀美恵
- 大井 文夫
- 土橋 文夫

